

～このお知らせは、令和8年度に小学校に入学予定のお子さんがいらっしゃるご家庭に送付しています～

就学援助(入学準備学用品費等)の入学前支給のお知らせ

支給額
57,060円

鎌ケ谷市では、小学校へ入学予定のお子様の保護者で、下記の要件に該当する方について、就学援助費の「入学準備学用品費等」を、入学前に支給します。

1. 入学準備学用品費等の支給を受けることができる方

次の(1)～(3)の要件の全てに該当する方 ※準要保護の基準は裏面参照

- (1) 鎌ケ谷市に居住し、令和8年4月に国・公立の小学校へ入学予定の方
- (2) 「令和7年度就学援助制度」の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する方
または、きょうだいの準要保護が令和8年2月末日まで認定されている方
- (3) 生活保護世帯ではない方(生活保護費から同様の援助が支給されるため)



2. 申請期間・支給日等

	申請期間	支給決定(却下)通知日	支給日 ※
前半申請分	令和7年10月1日(水)～ 令和7年11月28日(金)	令和8年1月上旬	令和8年1月下旬
後半申請分	令和7年12月1日(月)～ 令和8年1月30日(金)	令和8年2月下旬	令和8年3月中旬

※保護者様の口座にお振込みをさせていただきます。

3. 申請手続き

- (1) 配布場所: 「令和7年度 就学援助費入学準備学用品費支給申請書兼同意書及び口座振替依頼書」は鎌ケ谷市ホームページからダウンロードまたは鎌ケ谷市役所5階 学校教育課 学務保健室 窓口で配布しています。
- (2) 申請場所: 必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、学校教育課学務保健室へ持参もしくは郵送で提出してください。 ※必要書類は裏面参照
- (3) 最終提出期限: 令和8年1月30日(金)まで ※郵送の場合は1月30日必着

4. ご入学後の就学援助について ※再度申請が必要です

鎌ケ谷市の就学援助には、今回支給される「入学準備学用品費等」とは別に、ご入学後に支給される「学用品費等や給食費」などがあります。今回の「入学準備学用品費等」の支給を受けた場合でも、こちらの支給を希望される場合は、ご入学後に再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくはご入学後にお問い合わせください。

5. その他

「入学準備学用品費等」を受給後に市外に転出された方について、返金は求めませんが、本市で新入学学用品費の入学前支給を行った旨を、転出先自治体へ通知いたします。

【問い合わせ・提出先】鎌ケ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1 電話 047-445-1501(直通)

6. 入学準備学用品費等の支給対象となるご家庭【準要保護認定基準】と必要書類

審査する世帯全員とは、住所を同じにする方を含みます。住民票上、**世帯分離**をしていても**同一世帯**として判断します。**必要書類がなければ審査できませんので、必ずご提出ください。**

認 定 基 準	必 要 書 類
① 生活保護が停止または廃止になった ※措置から3か月以内かつ世帯構成員に変更がない場合	添付書類なし
② 児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
③ 市民税が非課税または減免されている（世帯全員） ※原則として住民税の申告が必要です	令和7年1月1日時点で鎌ケ谷市に住民登録をされている非課税の方…添付書類なし その他の方…非課税・減免を証明する書類の写し（世帯全員分）
④ 個人の事業税が減免されている	減免を証明する書類の写し
⑤ 固定資産が減免されている	固定資産税減免決定通知書の写し
⑥ 国民年金保険料が免除されている（世帯全員）	免除を証明する写し（世帯全員分）
⑦ 国民健康保険料が減免または執行猶予されている（世帯全員）	減免決定通知書または徴収猶予決定通知書の写し（世帯全員分）
⑧ 新たに生活福祉金の貸付を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨ 収入が少なく生活が困難である（鎌ケ谷市教育委員会の定める認定基準額未満） ※令和6年中の総所得額（令和6年1月～12月）が生活保護基準の1.2倍未満のご家庭。必要書類は下記のとおり	

■⑨の添付書類について：下表の書類を添付してください。

世 帯 状 況	添 付 書 類
借家・借間にお住まいの方 （持ち家の方は添付書類なし）	最新の契約書の写し （住所・借主・貸主・契約期間・家賃額が明記され、申請日時点で有効なもの） 市営・県営住宅等にお住まいの方は最新の使用料がわかる書類の写し
世帯全員の所得について ※審査する総所得額は、同居家族全員の所得の合算になります。 （祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄弟・同居人も含む）	令和7年1月1日時点で鎌ケ谷市に住民登録をされている方 令和7年1月2日以降に鎌ケ谷市に転入された方
	所得を証明する書類の提出は、原則不要 （収入がない場合でも、原則として住民税の申告は必要です。所得額の確認が出来ない場合、後日、所得等が確認できる書類の提出をお願いすることがあります） 前年の所得を証明する書類 ※ （源泉徴収票や確定申告書の写し、前住所地で発行された課税証明書など）

※所得証明書類がなく、マイナンバーでの調査を希望する場合は、学務保健室にお問い合わせください。

■⑨の認定基準額の目安について ※認定基準額は、家族構成や年齢など各家庭によって異なります
あくまでも申請にあたっての目安としてお考えください。なお、申請前に認定の可否についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

2人	3人		4人		5人
母・就学予定者	母・就学予定者 小学生	父・母・就学予定者	母・就学予定者 小学生・中学生	父・母・就学予定者 小学生	父・母・就学予定者 小学生・中学生
					
持ち家 約190万円 借家等 約277万円	持ち家 約254万円 借家等 約341万円	持ち家 約217万円 借家等 約303万円	持ち家 約317万円 借家等 約404万円	持ち家 約264万円 借家等 約350万円	持ち家 約319万円 借家等 約405万円

※就学予定者は6歳、小学生は7～11歳、中学生は12～15歳として計算

※借家・借間の住宅費は、家賃月額59,800円（世帯人数6人以下の場合の限度額）として計算